

令和2年2月定例会 環境対策特別委員会(付託)

令和2年3月3日(火)

[委員会の概要]

岡本委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について(説明資料(その4))

【報告事項】

○「徳島県気候変動適応センター」の設置について(資料1)

○「とくしま生活排水処理推進戦略(案)」について(資料2-1, 2-2)

○「徳島県流域下水道事業経営戦略(案)」について(資料3-1, 3-2)

板東県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料(その4)によりまして、2月定例会に追加提出いたしました環境対策関係の案件について、御説明申し上げます。

私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係の事項について、御説明を申し上げ、その後、順次、各所管部局長から御説明申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和元年度歳入歳出補正予算(案)及び繰越明許費でございます。

説明資料(その4)の1ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。令和元年度一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、4億9,423万2,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、31億286万1,000円となっております。

このうち県民環境部の補正総額は、同表の上から2段目の補正額欄に記載のとおり、2億6,560万2,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算額は、9億8,575万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。次に、県民環境部の主要事項につきまして、主なものを御説明申し上げます。

環境首都課でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①の一般環境対策費におきまして、事業費や貸付金の所要額の確定などにより、1億5,514万6,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は、7億3,425万5,000円となっております。

続きまして、環境指導課でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付金の所要額の確定などにより、5,150万2,000円の減額をお願いしております。環境指導課合計では、6,014万3,000円の減額となり、補正後の予算額は、9,739万2,000円となっております。

続きまして、環境管理課でございます。目名、公害対策費の摘要欄①の一般公害対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定などにより、3,919万4,000円の減額をお願いしております。環境管理課合計では、5,031万3,000円の減額となり、補正後の予算額は、1億5,410万3,000円となっております。

続きまして、9ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。追加分といたしまして、環境首都課所管の一般環境対策費でございますが、水素供給拠点整備の補助に要する経費につきまして、関係事業者との調整に不測の日数を要するなど、計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難になったことから、3億4,000万円の繰越しをお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意、努めてまいりまいますので、御理解を賜りたいと存じます。

今議会に追加提出いたしております県民環境部関係の案件の説明は、以上でございます。

続きまして、1点御報告させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。徳島県気候変動適応センターの設置についてでございます。全国で初めて脱炭素社会の実現を掲げ制定したすだちくん未来の地球条例に規定する適応策の浸透を加速するため、気候変動適応法に基づき、徳島県気候変動適応センターを設置するものでございます。

(1)の運営主体につきましては、現在、徳島県地球温暖化防止活動推進センターとしても活動いただいているNPO法人環境首都とくしま創造センターでございます。

(2)の設置年月日といたしましては、来る3月9日とし、同日には、設置に関する協定を締結することとしております。

次に、(3)の設置場所といたしましては、徳島市西新浜町にございますエコみらいとくしまとしております。

(4)の業務内容といたしましては、気候変動適応に関する情報収集、整理をはじめ、情報共有や普及啓発に取り組むこととしております。県では、新たに設置するこのセンターと連携いたしまして、脱炭素社会の実現に向け、今後とも、緩和・適応の両面から、気候変動対策を推進してまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

村上農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その4)の1ページをお願いいたします。農林水産部における令和元年度一般会計につきましては、総括表の補正額欄、上から2段目に記載のとおり、2億691万円の減額をお願いするものでございます。補正後の予算総額は、農林水産部合計で、15億8,799万7,000円となっております。補正後の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお願いいたします。農林水産部の主要事項につきまして、御説明を申し上げます。

まず、もうかるブランド推進課でございます。2段目の植物防疫費、摘要欄①病虫害防除対策費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額など、合計で、206万3,000円の減額をお願いしております。

次に、鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。3段目の農業総務費、摘要欄①農作物鳥獣被害防止対策費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額など、合計で、8,475万6,000円の減額をお願いしております。

次に、畜産振興課でございます。畜産振興費、摘要欄①畜産環境対策費につきまして、事業費の確定により、2万4,000円の増額をお願いしております。

5ページをお願いいたします。林業戦略課でございます。3段目の造林費、摘要欄②森林環境保全整備事業費につきまして、国庫補助事業費の確定による減額など、合計で、1億2,137万4,000円の減額をお願いしております。

次に、森林整備課でございます。治山費、摘要欄②保安林整備管理費につきまして、保安林整備管理のための経費として増額をお願いするなど、合計で、125万9,000円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。繰越明許費の変更でございます。これまでの定例会におきまして、繰越しを御承認いただきました事業のうち、林業戦略課の森林環境保全整備事業費及び森林整備課の治山事業費につきまして、合計で、補正後の欄の最下段に記載のとおり、5億3,071万9,000円への繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

これらの事業につきましては、できる限り早期の執行に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。提出案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

藪下県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして、御説明いたします。

委員会説明資料(その4)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、2,012万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で、5億2,091万4,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、383万1,000円の減額となっております。

6ページをお開きください。県土整備部の主要事項説明でございます。

まず、河川整備課におきまして、河川海岸維持修繕費の決定に伴う補正として、919万円の減額をお願いしております。

次に、水・環境課におきまして、廃棄物処理施設管理指導費の決定に伴う補正など、合計で、1,093万円の減額をお願いしております。

7ページを御覧ください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、県債償還金の決定に伴う補正など、合計で、383万1,000円の減額をお願いしております。

11ページをお開きください。繰越明許費でございます。事業の進捗状況を精査いたしました結果、令和2年度に事業費の一部を繰り越して執行する繰越明許費の御承認をお願い

するものでございます。

一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、表の下段、右から2列目の欄に記載のとおり、734万9,000円となっております。

この事業につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点御報告させていただきます。まず、お手元の資料2-1を御覧ください。

第1点目は、とくしま生活排水処理推進戦略(案)についてでございます。本県では、平成29年にとくしま生活排水処理構想2017を策定し、下水道、集落排水、合併処理浄化槽のベストミックスにより、早期の汚水処理人口普及率の向上に取り組んでおります。

この構想に掲げた市町村ごとの、整備目標が着実に実行されるために、とくしま生活排水処理推進戦略を策定するものです。今回、新たに目標達成のための施策としまして、汚水処理の広域化・共同化を促進、PFI方式による市町村設置型合併処理浄化槽の導入を拡大、市町村による共同浄化槽の整備設置を促進等をお示しするとともに、2022年、令和4年度における、浄化槽の法定検査受検率の目標を63.0パーセントと設定しました。

県といたしましては、引き続き、各市町村に対し、助言や支援を行うとともに、更なる普及啓発を推進し、きれいな水環境の創造に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料3-1を御覧ください。第2点目は、徳島県流域下水道事業経営戦略(案)についてでございます。

これまで、関連市町で構成する旧吉野川流域下水道連絡協議会での御議論を経まして、取りまとめを行い、今回、御報告させていただくものでございます。

本戦略は、旧吉野川流域の徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町及び板野町の2市4町で展開する徳島県流域下水道事業について、令和2年4月からの地方公営企業法の一部適用に当たり、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供と、経営基盤の強化に向けて、新たに取りまとめたものでございます。

2、計画の期間は、公営企業会計へ移行する令和2年度から令和11年度までの10年間としてございます。

3、計画の概要としましては、下水道事業の安定的経営ときれいな水環境の創造を基本理念とし、有収水量の増加、経営基盤の強化及び下水道の整備促進、この3つの経営方針に基づき、下水道への接続人口の拡大、企業立地補助金を活用した下水道計画、下水処理場へのし尿投入の促進といった施策を推進し、令和9年度に収支の黒字化を目指す計画としております。

4、今後のスケジュールといたしまして、今議会での御議論を経て、年度内に策定・公表したいと考えております。

報告事項につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

東條副教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その4)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。総括表の下から2段目でございますように、教育委員会関係では、160万円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、820万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。教育委員会の主要事項でございます。

学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により、160万円の減額をお願いいたしております。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡本委員長

以上で、説明等は終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

大塚委員

ちょっと、3点、4点あるのですが、時間はそんなに取らないですけれども、簡潔にお話させていただきます。

まず、浄化槽のことなんですけれども、今日の資料の中にもあるんですけれども、2022年度における浄化槽の法定検査の受検率ということで、2018年度で58.4パーセント、2022年度目標63パーセントということなんですけれども、結局、2018年度におきましては、受けている人が半分強ということで、実は受けている方というのは費用も掛かります。絶対受けていただかないと生活排水がそのまま河川のほうへ流入するというので、非常に大きな問題だと思うのです。

それで、何か言葉はあれなんですけれども、受けていないのがほとんどもう半分近く。受けている方にとってはそういった受検にかかるお金も払いながら、きちんとやっている人が損をしているような感じなんですけれども、これについて、この前の事前委員会でもちょっと触れたんですけれども、罰則規定というのはどうなっているのですか。

三好水・環境課長

ただいま、大塚委員から浄化槽の法定検査のことについて質問を頂きました。

今、法定検査の受検率が委員の言われましたとおり、平成30年度末で58.4パーセントということで、全国平均41.8パーセントを上回っている状況ですけれども、未だ4割の方が検査を受けていただけていないという状況でございます。

それで、法定検査を受けないことで罰則がないのかというお話でしたけれども、実は浄化槽法の第12条の2によりまして、知事は浄化槽管理者に対しまして11条の水質検査、これが法定検査を指しているのですが、これを受けるべきことを指導、勧告、命令ができることになってます。

それによって、浄化槽法第66条の2によりまして、命令までいった時ですけれども、知

事の命令に違反した場合は、30万円以下の過料を処するというにはなっています。

大塚委員

今、罰則規定があるのです。これは、実際に適用はしたことはあるのですか。

三好水・環境課長

実際、徳島県では、まだ適用したことはございません。

全国的にも、知る限りではまだ適用されたという事例は聞いておりません。

大塚委員

罰則規定はあるのだけれども運用したことがないと。これはやはりこの生活排水が本当にかなり河川に流れている状況で、代表的な吉野川につきましては、私が小さい時と比べて本当に状況が変わっていますね。

魚類とか両生類の種類も数も本当に減っているし、最近生活排水の中身が非常に多種多様で、昔だったらいわゆるし尿なんかも出ていたのですが、それはもうむしろ栄養物になって魚類とか両生類にむしろいい状態だったと、ところが今の化学物質とかいろんな物が入りますと、河川に沈殿しまして魚類とか両生類が育ちにくいとか、そういう環境がどんどん出ています。

そういう中で、是非やはり、罰則規定を使えということではないのですけれども、強い要請で、そういった罰則規定もあるということを多分知らない人も多いと思うのですね。そういうことで、きちんと受けている方と受けてない方の損得という言葉が悪いのですが、そういうことがないように、できるだけきちんとそういうことを検査を受けていただけるように、更にやっていただきたいと思います。

次に、温暖化における中小河川の問題、これも事前委員会の時に言ったのですけれども、中小河川、1時間雨量がもう本当に劇的に増えてきているのですね。今までの状況では、洪水とか想定した以上に中小河川が氾濫し、また土砂崩れが起こって、もちろん生命財産に非常に係るということが、もう喫緊に起こってきます。そういう面で中小河川の整備状況について、お答え願えたらと思います。

披田河川整備課副課長

大塚委員のほうから、温暖化による中小河川の整備の状況についてということの御質問を頂きました。

気候変動によりまして、平成30年7月の豪雨や令和元年東日本台風など、激甚化した豪雨が全国各地で発生し、水害が常態化しております。

今後も、気候変動が進行しまして、水害の更なる頻発化、激甚化が懸念されることから、県民の生命や財産を守る事前防災対策が大変重要と認識してございます。

このため本県では、平成30年7月豪雨などを踏まえ創設されました、防災・減災、国土強^{きょうじん}靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用した、県管理河川の堤防整備や河道掘削、樹木伐採などのハード対策に加え、危機管理型水位計の設置による河川水位情報の提供などのソフト対策に取り組むなど、新たな知見や教訓を今後の河川整備に生かすとの考えの

下、当初予算や補正予算の編成に努め、事前防災対策を進めているところでございます。

なお、国におきましても気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会を設置いたしまして、気候変動に伴う水災害による被害を防止軽減するための総合的な検討が進められているところでございます。

県におきましては、こうした国の動向も注視しながら、まずは情報収集に努めていきたいと考えてございます。

今後とも気候変動の影響により、頻発、激甚化する水害から県民の生命財産を守るためハード・ソフト一体となった治水対策をより一層推進し、県土の強^{きょうじん}靱化に取り組んでまいりたいと考えています。

大塚委員

やはり今までとは違うような、すごい水害とかが起こり得ます。そういうことで、是非今まで以上に中小河川の洪水被害については考えていただきたいと思えます。

次に移ります。寺井委員も前に御質問していただいたと思えますが、温暖化によって、農作物が段々暑さに対して、品種によってもう駄目になっている、お米もそうだと思うのですが、こういったことが起こり得ます。そういった、新たな温暖化によって暑さに強い作物に対しての研究と言いますか、そういうことについてはどういうふうに行われているのでしょうか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、大塚委員から農業分野での気候変動に対応した品種改良等の取組について御質問を頂きました。

委員がお話しのとおり、近年、地球温暖化に起因すると考えられております、夏場の高温とか秋冬期の異常高温、集中豪雨などが多発しておりまして、農林水産物の生育不良、品質低下あるいは病虫害の発生、その病虫害の発生期間の長期化、このような状況が起こっておりまして、生産における影響が深刻化している場面も生じてございます。

そこで県では、気候変動による影響をできるだけ回避軽減するというところで、新品種・新技術の開発などの取組を進めているところでございます。

具体的には、これまで新品種・新技術の開発といたしまして、まず新品種といたしましては、これは水産の分野ですが、高水温環境に強く収量性の高いワカメの品種の開発普及、それから農業分野ではレンコンの収穫時期において、台風が7月頃から襲来するようになってきていますので、夏台風の被害軽減を図る早生品種の阿波白秀というレンコンの品種ですけれど、これの開発普及、更には秋期の高温等によって年内収量が低下するイチゴですが、イチゴというのは御承知のとおり12月が一番最高値になるといったところでございますが、近年の秋口の高温によりまして、花芽分化が遅れることによりまして、なかなか有利に販売できる年内収量が確保できないということでございますので、そういった収穫時期が早く年内収量も多く取れる品種であります阿波ほうべにというのを開発して普及をしているところでございます。

また一方、新技術につきましては、秋口の大雨、この頃の雨は本当にたくさん降るわけですけれど、こういった大雨によりまして、低いほ場では播種とか定植時期が遅れる、あ

るいは湿害によりまして被害を受けることが露地野菜等で引き起こされるわけですが、これを軽減するために、ほ場に緩やかに傾斜をかけることによりまして、水はけをよくするという緩傾斜整備技術の開発に取り組んでいるところでございます。

また、近年のこの暖かい状況では世代交代が早く、薬剤に抵抗性を持つ微小害虫、アザミウマ類などが代表ですが、これに対する生産現場での農薬の効果をすぐさま確認できる薬剤耐性感受性簡易キットの開発などにも取り組んでいるところでございます。

今後は、新品種といたしまして、貯蔵性に優れたスタチの晩生品種、できるだけ晩生の性質を持って、なかなか緑が退色しない晩生品種の開発だとか、色調に優れ高水温耐性のあるワカメの晩生系統の選抜などにも取り組んでいるところでございます。

また、新技術といたしましては、レンコンの地下茎の腐敗症状により品質低下が引き起こされているわけですが、これに対する原因の究明と軽減技術の開発や、これもまた水産分野になりますが、高水温化によりまして藻場を食害するウニの発生が見られるところでありまして、その藻場を守るために除去したウニを新たに養殖することにより、新たなブランド品に作り上げる技術の開発にも取り組んでいるところでございます。

こういった技術の開発を進めているところですが、農業者への支援といたしまして、少し御説明させていただきますと、水稻や野菜、果樹などを加害する病害虫への迅速な対応を行うために、各地域での病害虫の発生状況の把握とか、気象状況に基づいて、防除適期などを含めた発生予察情報を農林水産総合技術支援センターで発表しておりまして、関係機関や生産者に対して提供することで効果的な防除を推進しているところでございます。

令和元年度におきましては、定期的に発生予報を発表する予察、それから多発が予想される場合に発表する注意報などを合わせて、計20回程度、現在までに発表しているところでございます。

また、高温とか渇水・大雨・台風・低温・霜・降雪・雹^{ひょう}など農作物への被害が懸念される場合には、県のホームページに農作物等の管理対策を掲載するとともに、県内7か所に設置してございます各農業支援センターが、JAとか農業者に対して被害軽減に向けた技術対策情報の提供とか、技術指導を行っているところでございます。

加えて、そういった農業支援センターにおきましては、農作物等管理対策相談窓口を設置しておりまして、こういった気候変動による被害が予想される、あるいは被害、台風等が来て事後対策はどうしたらいいのかなど、農業者からの相談に迅速に対応できる体制を取ってございます。

以上、長く説明させていただきましたけれども、関係機関と連携を密にいたしまして、様々な情報収集をいたしまして、農業者等へきめ細やかな技術指導について、これからもしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

大塚委員

詳しくありがとうございました。とにかくいろんな、温暖化による農作物への影響はあると思います。病害虫を含めてですね。とにかく、今おっしゃったように、きちんとそういうことに関して、予測されることに対して、今いろいろ説明していただいたように細かくやられているようなので、引き続き十分予算を組んで農業が継続できるようにやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、鳥獣対策におきましてなのですけれども、実は最近、タカガワ西カントリーという所で、非常にイノシシの被害が出ていまして、ある日、多分、鳥獣保護区等だと思うのですけれども、いわゆる猟友会のほうだと思うのですが、頼んで銃を使って駆除するというのでやられたようなのです。これは、いわゆる鳥獣保護区等でも、申請があって、例えばそういうことが許可されることとかはあるのですか。ちょっと私、分からないので教えてください。

宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

先ほど、大塚委員のほうから、鳥獣保護区等であっても銃による捕獲は可能かという御質問でございますけれども、鳥獣保護区等でも銃を規制している所以外は、有害鳥獣捕獲ということで許可を受ければ、捕獲できるようになってございます。

大塚委員

これも寺井委員のほうからも、以前あったのですけれども、本当にイノシシとかシカとかサルとか、本当に農業が成り立たないぐらいひどい状況なので、是非力を入れてやっていただきたいと思います。

庄野委員

最後の委員会ですので、少しお聞きをしたいと思います。

まず、今日ちょっと説明いただいたのですけれども、流域下水道の事業なのですけれども、これを見たら、大分接続率も接続人口が増えてきていて44.5パーセントになっているのですけれども、これを後大体どの位の時間でどの位のパーセントに上げていこうと考えられていますか。

三好水・環境課長

ただいま、庄野委員のほうから流域下水道事業の接続について質問を頂きました。

実は、この1月末では、今最新の集計によりますと、47パーセント程度にはなっております。また、3月、4月で区域が広がりますと、また数字的に落ちてくるようなところもあると思うのですけれども、実際のところ、この接続率というのが、実はこの新しい下水道をやっている所の率が、なかなか上がっていかないということが和歌山県でもちょっと見られていまして、正直5割を切っているという状況は、どうかというような部分がございますので、実際は8割程度まで上げていきたいのですけれども、この今の状況を見ますと、個人の方で、10年前に区域が広がって接続できるような状態になってつないでくれない方で、3年目以降につないでくれる方というのが、なかなか増えていかないというのが現状でございます。何がしか手を打っていきいたいというところで、なかなか目標まで数字を上げてというところはないのですけれども、5割をすぐのところまで来ましたので、6割7割と数字を上げていきたいとは考えております。

庄野委員

基本的なことを聞いて申し訳ないのですけれども、各家に回っていくのは市町村の方で

すか。そうですね。

そうしたら、家から接続するのにかなり個人の負担がいますか。例えば、その流域にも合併処理浄化槽を新しい家なんかだったら造っている所もあると思うのですが、そこらは多分接続しませんよね。

接続するのに、費用は個人の家が外構工事みたいなものをしますけれども、それに対して助成みたいなものはあるのですか。どのくらい掛かるのですか。

三好水・環境課長

各市町村によりまして、補助金制度につきましては、若干の違いはございますけれども、今いう宅内配管部分でございますと、実は下水道法で供用開始されるとすぐにつながということが法律に書かれておりますので、実は町村の補助金も供用が開始になってから、2、3年程度までしか助成がやれていないというのが現状でございます。

それ以降のつないでくれない方には、もう補助制度が無くなってしまうというのが現状でございますので、今つないでくれない方というのは、新たな何がしかを考えていかないと助成というのは今できない状態で、すぐにつないでいただけるような状況でありましたら、大分、宅内配管に対する補助金というのは、十分とは言えないかも分かりませんが、それなりに補填ができていると思うのですけれども、受益者負担というものもございまして、これまた町村単位で下水道をつなぐ時に負担いただくようなお金もございまして、初期費用と言いますか、そのあたりをなかなか御理解いただけない方も大分おられるのかなと今考えているところでございます。

庄野委員

せっかく作った大きな処理計画ですので、つないでくれないければ、これは宝の持ち腐れになってしまうので、市町村と協力して接続してくれるような、なんらかの誘導策みたいなものを考えていかないといけないのかなと思いました。

一方ではPFIをね、市町村設置型のやつも少し県のほうも補助率を上げて取り組もうとしているので、そっちのほうも何か考えたらいいのかなとちょっと思いました。

接続できるような状況になっているのにもかかわらず、なかなか接続できないというのは、本当に宝の持ち腐れだと思しますので、協力して進めていっていただきたいなと思います。

それからあと、私も地球温暖化防止対策、気候変動の対策ということで、随分言ってきましたけれども、気候変動の適応センターというのができるということで、いろんな情報の収集とか分析とか良いことだなと思います。

これにつきましても、県のほうも温暖化の防止の対策を進めていくということに当たって、いわば自然由来のエネルギー、例えば太陽光であるとか水素であるとか、そういうふうな自然エネルギーをいわば2050年ですか、100パーセント自然エネルギー、炭素由来のエネルギーを少なくしていくということで計画を作られていますけれども、現実的に目標を2030年が50パーセント削減ということで行われていますけれども、段階的にどの分野をどの位ずつ、減らしていくのかというふうな基本的な構想みたいなものは、出ていましたか。

里環境首都課長

ただいま、庄野委員から気候変動対策、特に温室効果ガスの削減の道筋、プロセスについての御質問を頂いたところでございます。

先ほど、委員のおっしゃったように2050年実質ゼロを掲げまして、2030年50パーセント削減をマイルストーンとしているところでございます。

これに向けまして、具体的にどのようなというお話なんですけれども、計画の中身に評価指標を設けてございまして、その中でそれぞれ産業部門あるいは民生部門を2030年に向けて、削減をこの位していくという数字をお示しをしているところでございます。

県といたしましては、様々な施策を展開して、先ほどお話がございました自然エネルギーの導入、それから水素エネルギー、そうした社会実装の率先を含めまして、様々な施策を部局横断で展開してまいりたいというふうに考えています。

庄野委員

事前委員会でも申し上げましたけれども、蓄電池ですね。太陽光パネルで発電したエネルギーとか、貯めておく蓄電池の普及というのが今後多分必要になってくると思います。そこらも助成制度でなかなか難しいかも分かりませんが、そうした普及も含めて考えていっていただきたいと思います。

それと、災害時に各家のパネルが有効的に使えるというのがございますので、そこらも今後県の施策として、考えていっていただきたいなと思います。

それとあと、以前からもいわば河川区域とか遍路道とか、随分不法投棄で一般のプラスチックごみから始まって、ひどい時だったら遍路道に冷蔵庫を捨てたりテレビを捨てたりいろんなことをして、みんなでNPOの方々とも協力して遍路道のごみの処理を一斉に行うというふうなこともあったのですけれども、河川のごみもゆくゆくは大雨が降ったりしたら、ずっと海の中へ流れて行って、プラスチックごみなども非常に大きな問題になっていますので、今の河川区域とか遍路道とかの不法投棄の現状と取り締まり防止みたいなのを、ちょっと教えていただきたいと思います。

安西環境指導課長

庄野委員より、遍路道等におきます不法投棄の現状と不法投棄の対策について御質問を頂きました。

県下全体の不法投棄につきましては、大規模な産業廃棄物の投棄は減少している傾向にあります。一部は心ない人によります。廃家電などの一般廃棄物の小規模な不法投棄や特にペットボトルや空き缶などの家庭ごみのポイ捨ては、現実的には後を絶たない状況であります。

廃棄物の投棄は、夜間や早朝、山間部や河川敷など人目につきにくい時間帯や場所が狙われる傾向にありまして、遍路道におきましても山間部の人家から離れた場所を通っている箇所も多いことから、不法投棄が狙われやすい場所です。

そこで、遍路道及び周辺道路等の不法投棄の撲滅に向けまして、行政による監視体制の強化はもとより、県民の皆様の協力を得ながら、県及び市町村の行政、県民が一丸となっ

て取り組むことが必要であると考えております。

このため、行政といたしましては直接監視として、環境監視員による巡回監視や不法投棄監視パトロール車を明示しました監視車両により、遍路道等のパトロールを実施しており、夜間パトロールにつきましては今年度11回実施しております。

県民を挙げた取組といたしましては、不法投棄等通報協定を締結しております28団体の民間企業等に、夜間、早朝、山間部等における監視活動などの協力をお願いしている状況でございます。

また、遍路道及びその周辺道路におきましては、平成16年度から阿南市を皮切りといたしまして、毎年とくしまエコサポート事業として清掃活動を実施してきておりまして、地元住民や市町村、産業廃棄物の処理業界団体とともに、取り組んでいるところでございます。

清掃活動はこれまで全16回実施しまして、延べ約1,500名に参加いただきまして、約140トン进行回収しております。

さらに、清掃活動後は、監視カメラの設置や夜間パトロールにより再度の不法投棄等が行われないよう、重点監視を実施しておりまして、その場所における不法投棄の減少につながっているところであります。

今後におきましても、市町村とも連携を密にいたしまして、不法投棄の撲滅や県民意識の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

庄野委員

よく分かりました。環境で守るという意味では、啓発活動とかは、あまり防犯カメラとかいったら、本当に監視社会みたいになってしまいますけれども、あまり悪質な所にはやっぱり防犯カメラ、不法投棄監視カメラみたいなものも順次設置する必要もあるのかなというふうに思いますので、今後とも県民の方と協力しながら、啓発活動を進めていっていただきたいというふうに思います。

岡本委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。

そこで、辞任の手続きにつきましては、委員長において取り計らいたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、議事運営に格段の

御協力をいただきましたこと、委員長として心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、板東県民環境部長をはじめ、理事者各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたこと、深く感謝をいたしております。ありがとうございました。

審議の過程において表明されました各委員の意見、並びに要望を十分に尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。

令和というのは、気よく、空気よく、風和らぐという意味があるそうですが、今日も開けているんですが、環境をしっかりと整えながら、ますます御自愛をいただいて、それぞれの場で県勢の発展のために御活躍いただきますようにお祈りをいたします。本当にありがとうございました。

板東県民環境部長

本日、出席いたしております理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

岡本委員長さん、立川副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、この1年間、予算案、条例案をはじめとして、環境対策関係の様々な案件につきまして、御審議を賜りまして、深く感謝申し上げます。

委員の皆様方から頂きました貴重な御意見・御指導をしっかりと受け止め、今後の事務・事業の推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、昨今、新型肺炎ということで、コロナウイルスの関係などで非常に大変な状況になっておりますが、皆様方もくれぐれも御自愛をいただきまして、今後ますますの御活躍を御祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

岡本委員長

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時23分)